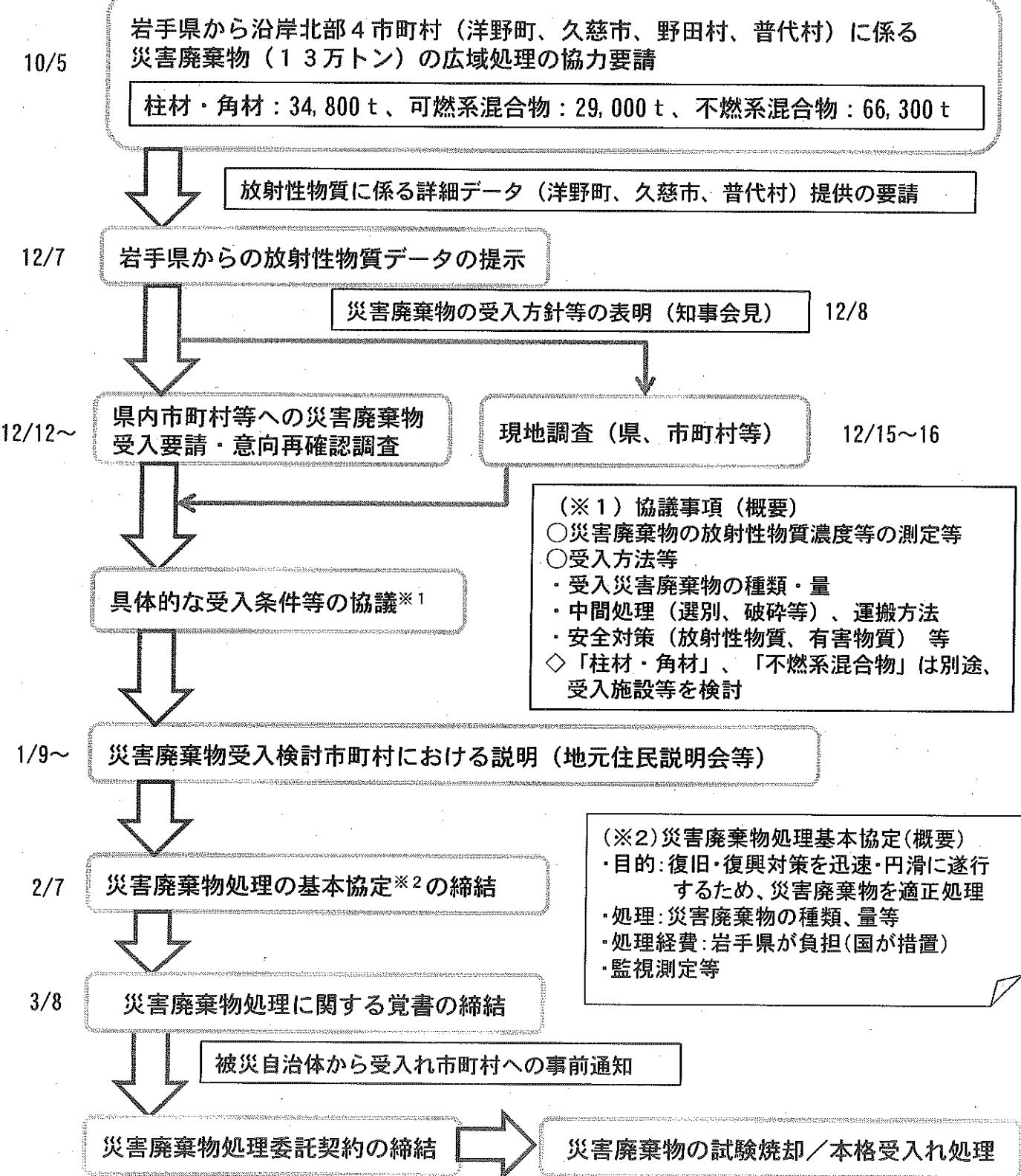


# 岩手県の災害廃棄物の広域処理支援について

平成24年3月24日  
秋田県環境整備課



岩手県沿岸北部地域及び宮古市の災害廃棄物放射能測定結果

市町村	試料採取日	種類	組成(%)	測定結果 (Bq/kg)					推計結果 (Bq/kg) 災害廃棄物 (可燃物)
				$^{134}\text{Cs}$	検出下限	$^{137}\text{Cs}$	検出下限	$^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$	
洋野町	11/21	木質	35.8	ND	19	ND	20	39	39.3
		紙類	0.0	ND	16	26	19	42	
		繊維	0.1	66	20	84	18	150	
		プラスチック	2.4	ND	20	ND	18	38	
		わら	0.1	ND	18	ND	14	32	
		5mm未満細塵	6.5	7.6	6.8	11	8.6	18.6	
		その他	55.1	—					
久慈市	11/21	木質	20.4	ND	18	ND	20	38	37.8
		紙類	0.5	ND	17	ND	17	34	
		繊維	0.0	ND	20	ND	17	37	
		プラスチック	0.7	ND	19	ND	17	36	
		わら	0.0	ND	17	ND	19	36	
		5mm未満細塵	40.3	ND	16	19	13	35	
		その他	38.1	—					
普代村	11/21	木質	43.6	ND	16	ND	20	36	39.6
		紙類	0.1	27	14	28	20	55	
		繊維	0.0	54	20	60	17	114	
		プラスチック	5.1	29	15	41	20	70	
		わら	0.1	ND	19	ND	19	38	
		5mm未満細塵	7.6	16	9.9	19	13	35	
		その他	43.5	—					
野田村	6/29	紙類	0.6	ND	21	ND	26	47	73
		繊維	3.8	ND	22	ND	20	42	
		プラスチック	1.4	ND	48	ND	36	84	
		建築木材	38.2	ND	53	ND	41	94	
		生木	37.1	ND	33	ND	38	71	
		木の皮	1.4	ND	26	ND	24	50	
		わら	16.1	ND	27	ND	25	52	
		金属ガラス・陶器	0.8	ND	5	ND	6	11	
		5mm未満細塵	0.6	16	10	17	13	33	
宮古市	7/13	紙類	0.5	ND	8.8	ND	14	22.8	69
		繊維	0.4	ND	21	ND	20	41	
		プラスチック	1.6	22	15	20	20	42	
		わら	0.3	ND	20	ND	19	39	
		木質①		68	17	67	23	135	
		木質②	40	ND	18	ND	23	41	
		木質③		ND	19	ND	17	36	
		5mm未満細塵①		23	11	38	12	61	
		5mm未満細塵②	36	14	8	25	11	39	
		5mm未満細塵③		9.1	6.9	9.7	9	18.8	
		その他	21.2	—					
2/16(※) 可燃系廃棄物		—	ND	3.2	ND	2.6	5.8	5.8	

※ 大仙市の依頼により、健康環境センターで測定

## 災害廃棄物の処理に関する基本協定の締結について

秋田県環境整備課

本県と岩手県は、東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の広域処理について、平成24年2月7日に基本協定を締結しましたが、その主な内容は次のとおりです。

### 1 災害廃棄物の受入要件等（第2条）

#### （1）受け入れる災害廃棄物

- ・放射能濃度：目安値100ベクレル／kgを超えないこと。
- ・廃石綿、PCB廃棄物等特別管理廃棄物及び石綿含有廃棄物に該当するものを含まないこと。
- ・受け入れる廃棄物処理施設の基準に適合する形状、寸法等であること。

#### （2）県内で焼却処分した際の生成物

- ・主灰及び飛灰の放射能濃度：8,000ベクレル／kgを超えないこと。
- ・溶融スラグ及び溶融メタルの放射能濃度：100ベクレル／kgを超えないこと。

（3）上記①②の要件を満たさない場合は、被災市町村へ返却する等の措置をとる。

### 2 基本協定の遵守のための取組み（第3条）

- （1）本県と岩手県は、基本協定の遵守のため、被災市町村と県内市町村等との調整に責任をもって取り組む。
- （2）本県と岩手県は、この協定を遵守することで生じる不測の事態に対して、国に支援を要請するなど、責任をもった取組みを行う。

### 3 災害廃棄物の処理（第4条）

- （1）岩手県は、被災市町村から事務の委託を受けた災害廃棄物の処理を本県に委託できる。
- （2）本県は、岩手県から受託した災害廃棄物の処理を県内市町村等に再委託できる。

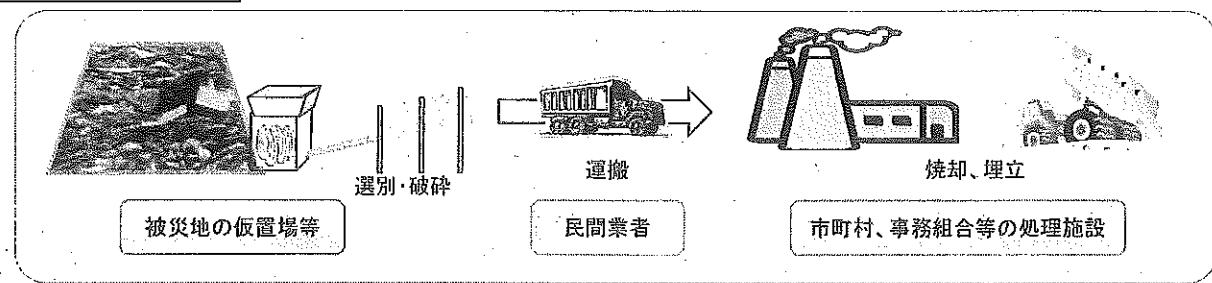
### 4 経費の負担（第7条）

災害廃棄物の処理に係る経費は、岩手県側が負担する。

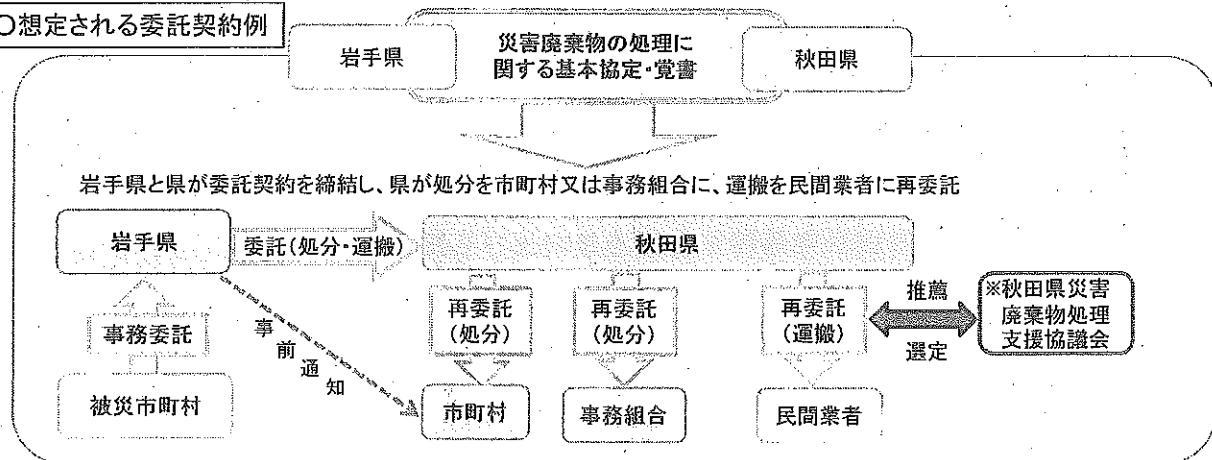
## 岩手県の災害廃棄物の受入れに関する基本的な流れ

### ○災害廃棄物の流れ

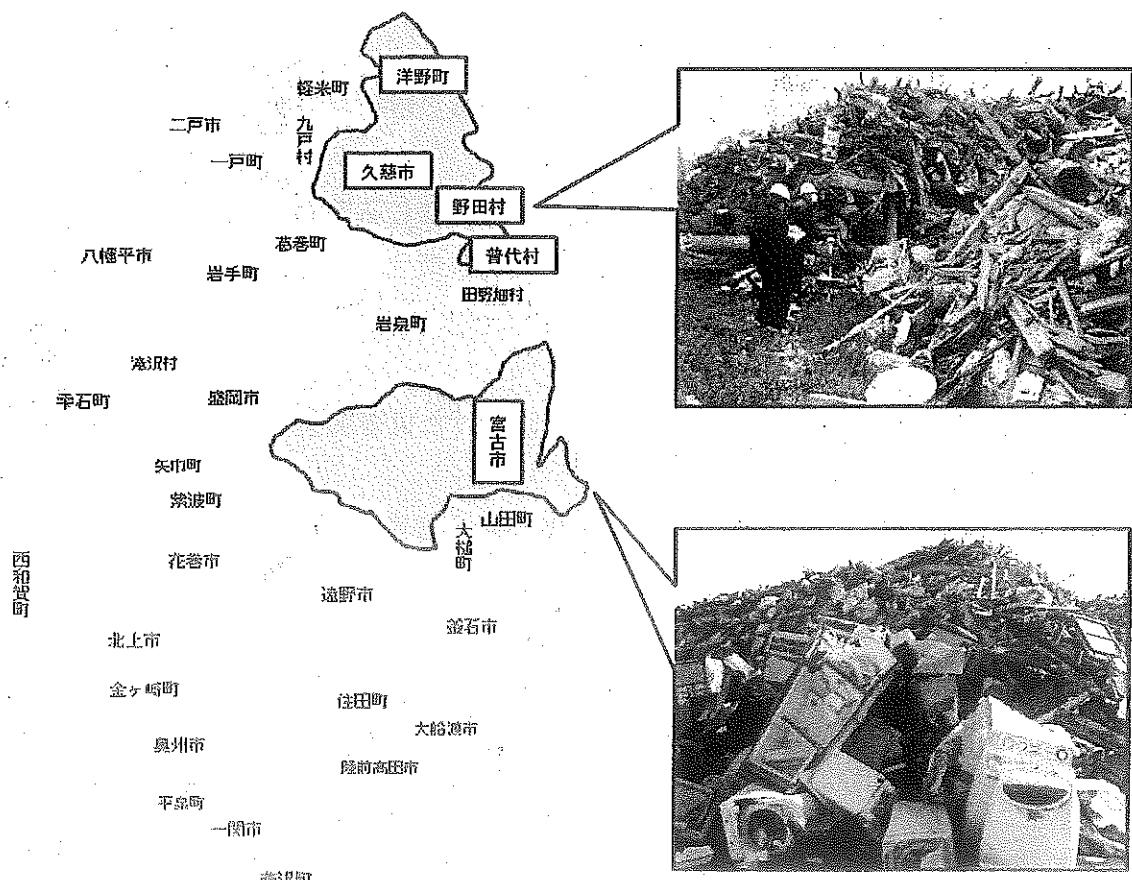
秋田県環境整備課



### ○想定される委託契約例



※秋田県と(社)秋田県産業廃棄物協会が設置



## 災害廃棄物の処理の流れ各処理工程における放射能等監視測定の概要

